

板橋区小児初期救急平日夜間診療事業実施要綱

平成 17 年 3 月 16 日区長決定
(平成 25 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 6 年 12 月 2 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、平日の夜間における小児の急病患者に対して、初期救急診療事業（以下「事業」という。）を実施することにより、平日夜間における小児初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り、子育て支援を図ることを目的とする。

(実施方法等)

第 2 条 区長は、日本大学医学部附属板橋病院（以下「日大板橋病院」という。）に事業の実施を委託する。

2 事業の実施方法は、この要綱の規定及び別に締結する日大板橋病院との委託契約に定めるもののほか、区の承諾を得て日大板橋病院の定めるところによる。

3 委託料は、当該年度の予算の範囲内とする。

(実施施設)

第 3 条 日大板橋病院は、診療施設を開設し、管理者を定める。

(名称及び位置)

第 4 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 板橋区平日夜間応急こどもクリニック

位置 板橋区大谷口上町 30 番 1 号 日本大学医学部附属板橋病院内

(診療科目)

第 5 条 診療科目は、小児科とする。

(実施日時)

第 6 条 事業の実施日となる平日とは、次の各号に掲げる日以外の日をいう。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(4) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 診療時間は、午後 7 時から午後 10 時までとする。

(対象者)

第 7 条 小児初期救急医療に係る診療事業は、原則として満 15 歳以下の急病患

者を対象者とし、応急診療を実施する。

(医師等の確保)

第8条 日大板橋病院は、委託業務を履行するために必要な小児科医師、看護師及び事務職員その他関係職員を確保しなければならない。

2 この要綱において「小児科医師」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

(1) 日本小児科学会認定医又は小児科専門医の有資格者

(2) 日本小児科医会、東京小児科医会又は各地域の小児科医会の会員

(3) 開業医小児医療研修事業実施要綱第8に基づき東京都が実施する研修修了を認定された者

(4) 小児科を標ぼうする開業医のうち、医師会の小児科医会又は東京小児科医会の推薦を得て、日大板橋病院が小児初期救急平日夜間診療事業に参画することを適当と認めた者

(5) 病院等の小児科に勤務する医師

(診療費)

第9条 第3条に定める診療施設（以下「実施医療機関」という。）で受診しようとする者は、実施医療機関において定める方法により診療費を負担しなければならない。社会保険等により診療を受ける場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他の健康保険等の保険者情報を確認することができる書面を提出しなければならない。

2 診療は、実施医療機関において行うものとして、往診は行わない。

(診療報酬)

第10条 委託業務中の診療にかかる診療報酬は、日大板橋病院の収入とする。

(周知)

第11条 区長は、実施医療機関と連携のうえ、小児初期救急医療の内容等について、区民への周知徹底を図るものとする。

付則

この要綱は、平成17年6月29日から施行する。

付則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和6年12月2日から施行する。